

# 安全×安心

消費生活相談  
窓口日より  
井契約

## 第5回「決済方法およびクレジットカードについて」

2022年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられます。前回は未成年の契約についてお伝えしましたが、今回は決済方法とクレジットカードについて学んでいきましょう。

**決済とは**、代金を支払うことをいいます。現金やクレジットカード、電子マネー、最近ではスマホにアプリを登録して支払う「〇〇ペイ」などの決済方法があり、キャッシュレス決済が主流になる傾向にあります。主なキャッシュレス決済は下記のとおりです。

決済方法	特徴	支払タイミング
クレジットカード	支払金額をクレジット会社に立て替えてもらい、後払いで買い物ができる。	後払い
デビットカード	自分の預金口座からリアルタイムに支払金額が引き落とされる。	即時払い
コード決済	スマホにアプリを登録し、二次元コードやバーコードを読み取り決済する。「〇〇」ペイなど。	一部前払い / クレジットカードに紐付いている場合は後払い
電子マネー	カードやスマホを読み取り機にかざして利用する。Suica、nanaco、WAONなど。	前払い / クレジットカードに紐付いている場合は後払い
プリペイドカード	あらかじめ入金して、そこから引き落としとして使うカード。Suica、Edy、図書カード、QUOカードなど。	前払い
おサイフケータイ	スマートフォンに内蔵されたFeliCaチップを利用し決済を行う。モバイルSuica、モバイルWAONなど。	前払い / クレジットカードに紐付いている場合は後払い
キャリア決済	ドコモ、au、ソフトバンクなどの携帯電話料金と商品代金を一緒に支払える。	後払い

**◆クレジットカードについて**  
クレジットとは「信用」という意味で、クレジットカードは代金を支払う際に後払いできるキャッシュレス決済です。しかし、**カードで支払うことはお金を借りることと同じで「借金」をすることになります。**

**◆クレジットカードの返済方法**  
クレジットカードには「キャッシング」というクレジットカードで現金を借りることができる機能がついたものもあります。**返済時に高い金利を払う必要があるため、利用は慎重に、安易に使わないようにしましょう。**

それぞれの特徴を理解し、自分の生活や知識に合う決済手段を利用しましょう。

圖商工労政課商工労政担当 内線 2364

# 各種相談

※新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐため、**相談中止**の措置を取ることがあります。詳しくは**各問い合わせ先へ直接ご連絡ください**。また、参加の際はマスクの着用と検温の実施をお願いします。



ひとりて悩まない……!

相談	内容	日時・会場	申込・問い合わせ
合同行政相談	行政相談員、人権擁護委員、民生児童委員、心配ごと相談員、消費生活協力員が相談に応じます。	2/18(金) 13:30～16:00 市役所西館4階401会議室	総務課行政担当 内線 2455
結婚相談	結婚を希望する人の相談・相手探し。相談は、できるだけ希望者本人がお越しください(登録は本人のみ受付可)。登録希望者は、履歴書用写真(3.5cm×5cm程度)、スナップ写真、印鑑(朱肉を使うもの)、身分証明書をお持ちください。	2/19(土) 14:00～17:00(受付は16:30まで) 街の駅やまなし	地域資源開発課 交流促進担当 内線 2372・2373
こころの健康相談	家庭や職場など人間関係に悩んでいる。子育て、介護疲れで辛い。体調がすぐれず話を聞いてほしい。人に会うのがおっくうになり、ひきこもりがちなど。悩んでいる人やその家族が対象。要予約。	◆公認心理師：2/14(月) ◆精神保健福祉士：2/16(水)、24(木) 9:30～10:30～、13:00～、14:00～ 各時間帯1人ずつ ◆精神対話士 日時は応相談。1回80分	健康増進課健康支援担当 内線 1168 福祉課障害福祉担当 内線 1137 介護保険課地域包括支援担当 内線 1228
不動産相談	不動産全般に関する相談。	2/21(月) 10:00～15:00 (12:00～13:00は休み) 市役所西館5階502会議室	(公社) 県宅地建物取引業協会 ☎ 055-243-4300
年金相談	年金全般に関する相談。事前に連絡いただくとスムーズに行えます。要予約。	2/24(木) 9:30～16:00 (12:00～13:00は休み) 市役所西館2階203会議室	甲府年金事務所 ☎ 055-252-1431(代)
司法書士無料相談会	相続登記、土地や建物の名義変更、遺言、成年後見、会社関係の登記など。1組40分まで。要予約。書類の作成指導や審査はいたしません。※初めてのご相談に限りです。	2/11(金・祝) 13:30～16:30 街の駅やまなし	山梨県司法書士会 相続登記相談センター ☎ 055-253-2376
特設人権擁護相談	いじめ、虐待、配偶者からの暴力、セクハラ、コロナウイルス感染症に起因するものなど、人権問題に関する悩みごと・困りごと・心配ごと。	2/9(水) 10:00～15:00 (12:00～13:00は休み) 市役所西館5階502会議室	福祉課社会福祉担当 内線 1132
パソコン・スマホ・タブレット困りごと相談	パソコン・スマートフォン・タブレットの操作方法に関する相談。講師：ちどりネット(主催：山梨市中央公民館)定員を制限して実施します。	2/5(土) 13:00～15:00 市民会館3階301会議室	ちどりネット ☎ 090-3210-1620
行政書士無料相談会	相続、遺言、農地利用、会社等法人設立、各種営業許可、マイナンバーカード申請など。書類の作成指導や審査は行いません。	2/23(水・祝) 10:00～16:00 (受付は15:30まで) (12:00～13:00は休み) 市民会館3階301会議室	山梨県行政書士会 峡東支部 ☎ 0553-34-8120
女性行政書士無料電話相談会	女性行政書士による女性のための電話相談会。遺言相続、成年後見、契約書作成、農地利用、法人設立、各種許認可申請、在留許可など。	2/19(土) 10:00～16:00 ※相談は、30分以内でお願いします。	山梨県行政書士会 ☎ 055-237-2601



## 「こんにちは、日下部警察署です。」

☎ 0110

### クロスボウは所持禁止に

#### 薬物乱用 ダメ!セツタイ!!

禁止薬物の使用は、健康に悪い影響を及ぼすとともに、薬物依存になると、不安、幻聴、幻覚、被害妄想などの症状が現れます。薬物使用者の多くは、仲間からの誘いや、ちょっとした好奇心から安易に使い始めています。薬物使用の危険性は身近にあり、自分には関係ないと思わないことが大切です。薬物について悩みや疑問を感じたときは、日下部警察署または次の相談窓口にご相談してください。

薬物相談ダイヤル  
☎ 055-228-8974

#### 銃砲刀剣類所持等取締法が改正

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が令和4年3月15日から施行され、クロスボウ(通称:ボウガン)の所持が原則禁止となり、所持する場合には許可が必要になりました。

#### 銃砲刀剣類所持等取締法の規制対象となるクロスボウとは?

引いた弦を固定し、これを解放することによって矢を発射する機能を有する弓のうち、矢の運動エネルギーの値が人の生命に危険を及ぼし得る値以上のものです。

#### 所持に係る用途は?

クロスボウを所持使用する場合はクロスボウごとに許可を受けることになります。予想されるもの…標的射撃、動物麻酔、狩猟(学術研究を目的とするものに限る)

#### 自宅などにクロスボウを所持している場合は?

法律の施行後6カ月以内に所持許可申請をするか、警察に処分を依頼してください(施行後6カ月を超えても許可申請をしない、警察処分を依頼しないで所持している場合は罪に問われます)。

#### 具体的な処分方法は?

最寄りの警察署に直接持ち込んでください。無償で処分します(処分の依頼は施行前でも受け付けています)。

問い合わせ先：日下部警察署生活安全課または県警察本部生活安全企画課許認可管理室

#### フィールドミュージアムウォーク

▶日時：2/13(日) 9:00～12:30(雨天中止) ▶集合：万力公園根津像前  
▶内容：上神内川・小原地区の神社仏閣を中心に散策します。  
▶経費：100円(保険代100円) 圖事務局 ☎ 090-3210-1620

#### みんなの 掲示板

#### フードパントリー 友だち

▶日時：2/27(日) 10:00～12:00(予定) ▶会場：おひさま(上神内川1193-1)  
▶申込期間：2/13(日)～26(土)正午 ▶先着：30人  
▶内容：市内在住者で18歳以下のお子さんのいるひとり親世帯に無料で食品などを提供します。  
圖事務局 地域ささえあい 虹の会 ☎ 080-1122-3323(塚田)、メール:papurika67@fruits.jp

寄付は  
随時受付中  
です!